

京都市告示第 94 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成19年6月12日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道  
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	延 長	敷地の幅員
周山1号線	右京区京北周山町泓4番地地先から 同区京北周山町下太田25番地の1地先まで	メートル 1,604.90	メートル 5.50 ~ 15.40
周山2号線	右京区京北周山町下太田32番地の3地先から 同町31番地の3地先まで	37.20	10.50 ~ 13.40
醍醐緯216号線	伏見区醍醐狭間7番地の5地先から 同町1番地の2地先まで	122.50	9.50 ~ 15.50
醍醐自歩3号線	伏見区醍醐山ヶ鼻18番地の1地先から 同区醍醐連蔵14番地地先まで	472.30	4.00 ~ 7.40

(建設局土木管理部道路明示課)